

○法第11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの(資料5)

| 法人名    | 件名  | 受付年月日     | 通知した期限   | 超過日数 | 期限までに開示決定等がされなかった理由   | 備考 |
|--------|---|-----------|----------|------|---|----|
| 緑資源機構  | 泉州東部区域農用地総合整備事業の和泉市における<br>1. 現設計及び設計変更に関する文書<br>2. 許可等に関する文書(水利権、占有権等) | H18.2.28  | H18.5.19 | 681  | 対象となる法人文書が著しく大量(約5200枚)で、検索、特定及び整理に不測の日数を生じていることに加え、開示決定に係る内外合議に予想外の時間を要した。また、泉州東部区域における事業終了に伴い事業所閉鎖事務等の繁忙があった。 |    |
| 国際協力銀行 | 平成16、17年度の期間で、飲食を含む会議に係わる決裁書  | H18.10.15 | H19.3.15 | 382  | 組織改変を控えたこともあり、所管業務が著しく繁忙であるため。  |    |